

保育所への直接契約方式の導入を行わず、最低基準の廃止・見直しを行わないよう  
国に意見書の提出を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 32 号

受理年月日 平成 23 年 7 月 5 日

付託年月日 平成 23 年 7 月 8 日

陳 情 者 . . . . .  
. . . . .

陳 情 原 文 現在、国において検討されている新たな保育制度＝「子ども・子育て  
新システム」は、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するとしながら、  
市場原理による保育のサービス産業化や、直接契約・直接補助方式の導入など、介  
護保険をモデルにした保育制度改革に加えて幼保一体化や最低基準の地方条例化ま  
で十分な議論もないまま強引に進めようとしている大変問題のある内容です。

「新システム」になると保護者が自分で保育園を探し、事業者と直接契約を結び  
ます。入れなくても「自己責任」になります。保育料は利用時間に応じた負担にな  
り、大半の世帯は大幅にアップするでしょう。保育園を利用すればするほど金銭負  
担が増え、給食費は別負担になることも想定されています。

保護者の勤務状況に応じて登園日、登・降園時間がバラバラの「時間単位」の保  
育になると、散歩や運動会など集団保育や行事の実施が困難になり、子どもの生活  
が細切れに寸断されかねません。

現行保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と  
応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してき  
ました。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は国の責任を市町村に委  
ねるだけでなく、児童福祉法第 24 条にもとづく市町村の保育実施責任も大幅に後  
退させるものです。保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子  
どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。また、それぞ  
れ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結  
論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものです。

この陳情は前年度の福祉健康委員会に提出し、2011年、3月10日時点の同  
委員会では1,085筆の署名が集まっています。前回委員会では残念なことに審  
査未了になってしまいました。今委員会では採択されることを強く望みます。今  
後求められていくのは、国と自治体の公的責任、江戸川区内の待機児解消・最低基  
準の遵守、公費による財源保障と応能負担を柱とする現行保育制度の拡充だと考え  
ます。

今後の時代を背負っていく子どもたちの健やかな育ちと発達を保障され、誰もが  
安心して産み育て働き続けられる権利が保障されることを強く要望し、貴議会にお  
いて、国に意見書を提出するよう、下記の通り陳情いたします。

(裏面に続く)

## 記

- 1 国に対して保育所への「直接契約方式」の導入を行わないように意見書を提出してください。
- 2 国に対して最低基準の廃止・見直しを行わないように意見書を提出してください。